

# チ エ ツ ク シ ー ト

紛失・事故防止のため、必ず下記事項の確認をしてください

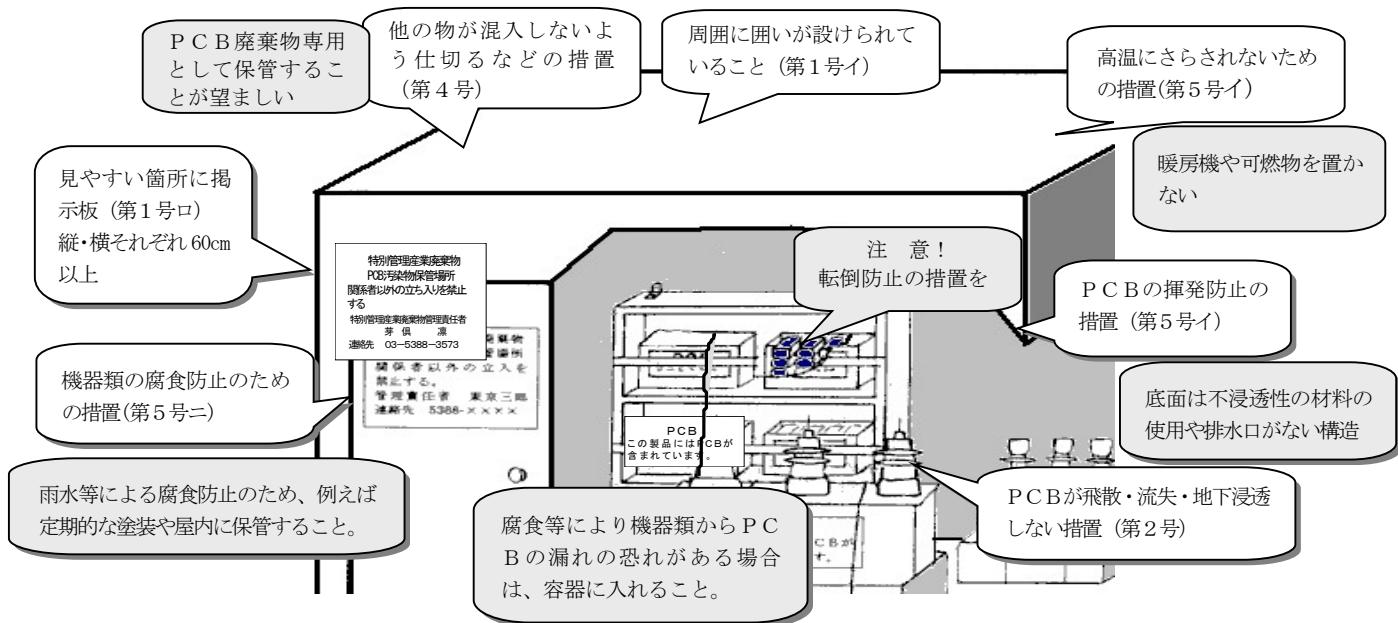
## 記入事項等のチェック

- 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の保管状況を記載しましたか。
  - 令和5年度末まで同じ事業所で保管を継続していた場合は、第1面①（年度末）に保管状況を記載しましたか。
  - 「廃棄物の種類」欄は、P C B 廃棄物の種類を確認して記載しましたか。
  - 変圧器・コンデンサー等の高濃度P C B 機器について、J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業（株））に処理の申し込みをしていますか。

#### 保管状況のチェック（下図参照）

- 保管しているP C B廃棄物の種類や台数を改めて現場で確認しましたか。
  - 見やすい箇所に掲示板（縦・横60cm以上）を設置していますか。
  - 特別管理産業廃棄物管理責任者に変更がありませんか。掲示板に責任者氏名が表示されていますか。
  - 保管場所の周囲に囲いを設置していますか。
  - P C Bの飛散流出・地下浸透防止措置、雨水等による機器の腐食防止措置がなされていますか。
  - 暖房機等により、P C B廃棄物が高温になる場所に保管されていませんか。
  - P C B廃棄物が他の物と混在しないよう、仕切り等で区分されていますか。
  - 機器にP C Bの表示をしていますか。
  - 機器が腐食し、液漏れやにじみ出しがありませんか。

## PCB廃棄物の保管例



## PCB廃棄物の種類

廃棄物の種類	種類の例示等	廃棄物の種類	種類の例示等
1 変圧器（トランス）	高圧変圧器、特別高圧トランス	14 ネオン変圧器（ネオントラス）	ネオンサイン用のトランス
2 柱上変圧器（柱上トランス）	微量PCB混入柱上変圧器	15 その他電気機械器具	上記のいずれにも該当しない機器。（ ）内に具体的に記述してください。
3 計器用変成器	計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT	16 OF ケーブル	地中送電ケーブル、電力ケーブル
4 リアクトル	電流の位相調整に使用する機器で、銘板等によりリアクトルと判別出来る機器	17 変圧器油（トランス油）	変圧器から抜出した油
5 放電コイル	銘板等で放電コイルと判別出来る機器、放電コイル、放電用輪線	18 柱上変圧器油（柱上トランス油）	柱上変圧器から抜出した油
6 整流器	交流を直流に変える機器で、銘板等により整流器と判別できる機器	19 コンデンサー油	コンデンサーから抜出した油
7 コンデンサー（3kg 以上）	高圧コンデンサー、低圧蓄電器	20 熱媒体油	熱媒体用のPCB油
8 コンデンサー（3kg 未満）	小型コンデンサー、照明用コンデンサー	21 その他PCB を含む油	PCBを含む油、絶縁油、PCB含有廃油など
9 サージアブソーバー	サージアブソーバー、雷吸収用コンデンサー	22 感圧複写紙（※）	（旧）ノーカーボン紙、感圧複写紙、廃感圧紙
10 融光灯用安定器	照明用安定器、安定器	23 ウエス（※）	ウエス及びウエス類似の物品と明確に判別できるもの
11 水銀灯用安定器	水銀灯用の安定器	24 汚泥（※）	汚泥、PCB含有土、PCT
12 ナトリウム灯用安定器	ナトリウム灯安定器、低圧ナトリウム灯器具	25 塗膜（※）	塗膜くず、塗料くず
13 安定器（用途不明）	用途不明の安定器	26 その他（※）	上記以外のPCB汚染物等。（ ）内に具体的に記述してください。

### （注1）コンデンサーの小型機器と大型機器の区分

高濃度 PCB のコンデンサーは、小型（3kg 未満）と大型（3kg 以上）の区分を廃棄物の種類の後に記載してください。

### （注2）濃度について

届出様式の濃度区分欄に「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを記入してください。

高濃度 PCB 廃棄物…PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの

低濃度 PCB 廃棄物…PCB 濃度が 0.5mg/kg を超え、5,000mg/kg 以下のもの

※令和元年12月20日の法令改正により、表の22～25の廃棄物及び26のうち可燃性のもの（木くず、繊維くずなど）は、PCB濃度が0.5mg/kgを超えて、100,000mg/kg以下のものは低濃度PCB廃棄物、100,000mg/kgを超えるものが高濃度PCB廃棄物となります。